

平成28年度 臨時福祉給付金 障害・遺族年金受給者向け給付金

申請受付を開始しました。



支給対象者診断チャート

～『平成28年度臨時福祉給付金』、『障害・遺族年金受給者向けの給付金』～

Q1. 平成28年度分の住民税が課税されていますか?

いいえ

Q2. 平成28年度分の住民税が課税されている方に生活の面倒を見てもらっていますか?
(扶養されていますか。)

はい

Q3. 生活保護を受けていますか?

いいえ

Q4. Q.平成28年5月分の障害・遺族基礎年金等を受給していますか?

いいえ

支給対象とは
なりません

2つの給付金

(平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金)の支給対象となる可能性があります!
※高齢者向け給付金の受給者を除きます。

平成28年度臨時福祉給付金

の支給対象となる可能性があります!

平成28年度 臨時福祉給付金

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う影響を緩和するため支給します。

▼支給対象者 次の①～④の要件を全て満たす方

①平成28年1月1日時点で那須町に住民票のある方

(申請先は、平成28年1月1日時点でお住いの市町村です。)

②平成28年度の住民税が課税されない方

③平成28年度の住民税課税者の扶養親族等でない方

④生活保護の受給者でない方

▼支給額 1人につき 3千円(1回のみ支給)

障害・遺族年金 受給者向け給付金

一億人総活躍社会実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい年金受給者の方を応援するために支給します。

▼支給対象者 「平成28年度臨時福祉給付金」の支給対象者要件を満たす方で、平成28年5月分の障害・遺族基礎年金を受給している方

※高齢者向けの給付金の受給者は

2つの給付金について確認じゃ!



お問い合わせ
電話番号
027-6901

- 支給対象者から除かれます。
▼支給額 1人につき 3万円
〔2つの給付金の申請について〕
〔1回のみ支給〕
- ▼申請方法 該当すると思われる方へ、9月上旬に那須町から申請書を郵送する予定です。届いた申請書に必要事項を記入、押印し、返送してください。
 - ▼申請期間 平成28年9月1日から平成28年12月1日まで
 - ▼支給日 10月から順次支給を開始します。(申請を受け付けてから、支給までに1ヶ月以上かかる場合があります。)
 - ▼その他
 - 申請書が届いても、支給の対象にならない場合があります。
 - 支給対象者の要件を全て満たしているにもかかわらず、9月中旬になつても申請書が届かない場合は、総務課までお問い合わせください。
 - 臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」には十分にご注意ください。

- 支給対象者から除かれます。
▼支給額 1人につき 3万円
〔2つの給付金の申請について〕
〔1回のみ支給〕
- ▼申請方法 該当すると思われる方へ、9月上旬に那須町から申請書を郵送する予定です。届いた申請書に必要事項を記入、押印し、返送してください。
 - ▼申請期間 平成28年9月1日から平成28年12月1日まで
 - ▼支給日 10月から順次支給を開始します。(申請を受け付けてから、支給までに1ヶ月以上かかる場合があります。)
 - ▼その他
 - 申請書が届いても、支給の対象にならない場合があります。
 - 支給対象者の要件を全て満たしているにもかかわらず、9月中旬になつても申請書が届かない場合は、総務課までお問い合わせください。
 - 臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」には十分にご注意ください。

カクニンジャ